

## 鳥取県告示第72号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業について、その事業計画が鳥取県オキナグサ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名  
東伯郡湯梨浜町大字原584  
原オキナグサを守る会 会長 長 暉
- 2 保護管理事業の内容
  - (1) 生育状況把握のためのモニタリング
  - (2) 自生地周辺の草刈等による生育地の保全・管理
  - (3) 生育地における盗採取防止のための普及啓発活動及び巡視活動
  - (4) 生育地拡大のための野生個体群の移植活動
- 3 認定年月日 平成21年1月22日